

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年8月7日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社フジミインコーポレーテッド
【英訳名】	FUJIMI INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 敬史
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 石井 和廣
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理本部長 石井 和廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第57期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	10,770	5,598	34,122
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,379	287	1,645
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(百万円)	856	186	600
純資産額(百万円)	43,917	41,374	41,451
総資産額(百万円)	53,355	45,093	45,969
1株当たり純資産額(円)	1,473.45	1,409.81	1,413.55
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (円)	28.87	6.38	20.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	28.85	-	-
自己資本比率(%)	81.94	91.24	89.70
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	763	659	5,986
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,155	98	1,573
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	602	66	2,618
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	8,501	11,450	10,899
従業員数(人)	792	760	775

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第58期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5. 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、第58期第1四半期連結累計(会計)期間より百万円単位をもって記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、第57期第1四半期連結累計(会計)期間及び第57期においても百万円単位に組替え表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社インターオプテックは、平成21年6月26日付で特別清算が結了いたしました。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	760 (66)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	591 (61)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、事業の種類別セグメント情報を記載していないため、主要製品区分により記載しております。

(1) 生産実績

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
研磨材	アルミナ質研磨材(百万円)	938	45.6
	炭化けい素質研磨材(百万円)	584	50.3
	その他の研磨材(百万円)	1	40.9
	小計(百万円)	1,525	47.3
鏡面仕上材	アルミナ系鏡面仕上材(百万円)	155	34.5
	シリカ系鏡面仕上材(百万円)	3,070	48.1
	その他の鏡面仕上材(百万円)	26	77.8
	小計(百万円)	3,252	47.4
その他	研削用工具(百万円)	22	39.8
	その他(百万円)	224	31.1
	小計(百万円)	247	31.7
合計(百万円)		5,025	46.2

(注) 1. 金額は販売価格にて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)				
		受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	
研磨材		-	-	-	-	
鏡面仕上材		-	-	-	-	
その他	研削用工具	FDP	21	59.7	6	81.1
		FDW	3	64.9	0	154.4
		FPW	1	19.4	0	20.8
	その他	サーフィン	90	92.9	36	104.5
合計		117	80.6	44	89.6	

(注) 1. 研磨材、鏡面仕上材及びその他の一部については販売計画に基づいた見込生産によるため金額の記載はして
おりません。

2. 受注高の金額は販売価格によっております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

区分		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)	
製品	研磨材	アルミナ質研磨材(百万円)	864	46.3
		炭化けい素質研磨材(百万円)	655	54.2
		その他の研磨材(百万円)	1	56.0
		小計(百万円)	1,521	49.4
	鏡面 仕上材	アルミナ系鏡面仕上材(百万円)	157	35.1
		シリカ系鏡面仕上材(百万円)	3,476	56.2
		その他の鏡面仕上材(百万円)	54	44.4
		小計(百万円)	3,687	54.6
	その他	研削用工具(百万円)	27	45.1
		その他(百万円)	295	50.0
		小計(百万円)	322	49.6
製品計(百万円)		5,531	52.8	
商品	研磨機等機械(百万円)	-	-	
	その他(百万円)	67	29.2	
	商品計(百万円)	67	23.5	
合計(百万円)		5,598	52.0	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
長瀬産業(株)	1,690	15.7	1,202	21.5
信越半導体(株)	1,180	11.0	473	8.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、特に製造業において大幅な生産・在庫調整が一段落し、中国の内需刺激による家電向け部品などの需要増加もあり、復調の兆しをみせています。しかしながら、欧米での雇用情勢の悪化や個人消費の低迷もあり、世界経済の先行きは依然として不透明な状況であります。

こうした中、当社グループの主力となるシリコンウェハー向け製品の売上につきましては、顧客における生産調整の緩和や一部の家電需要の回復などにより、前年度第4四半期比では増加したものの、ラッピング材の売上高は558百万円（前年同四半期比55.8%減）、ポリシング材の売上高は1,635百万円（前年同四半期比49.3%減）と前年同四半期を下回りました。

半導体の高集積化・微細化に伴う多層配線技術に使用されるCMP（化学的機械的平坦化）向け製品につきましても、半導体の需要回復の動きはみられたものの、売上高は1,523百万円（前年同四半期比36.6%減）と前年同四半期を下回りました。

ハードディスク向け製品につきましては、特にガラス基板向け製品で在庫調整が遅れたことから、売上高は369百万円（前年同四半期比65.1%減）と前年同四半期を下回りました。

シリコン切断に使用されるワイヤーソー向け製品につきましては、シリコンウェハー向けが前期に引き続き低調だったことに加え、好調に推移していた欧州の太陽電池市場も減速したことから、売上高は424百万円（前年同四半期比44.0%減）と前年同四半期を下回りました。

水晶振動子などの研磨に使われる水晶デバイス向け製品につきましては、売上高は144百万円（前年同四半期比28.9%減）と前年同四半期を下回りました。

溶射材につきましては、主力であるサーメット溶射材を中心に、高度な粉末加工技術を活かした製品の拡販に努めましたが、鉄鋼・半導体などの業界の需要低迷により、売上高は186百万円（前年同四半期比31.8%減）と前年同四半期を下回りました。

商品につきましては、機械等の売上減により、売上高は67百万円（前年同四半期比76.5%減）と前年同四半期を下回りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高5,598百万円（前年同四半期比48.0%減）、うち製品売上高5,531百万円（前年同四半期比47.2%減）となりました。当社は、グループ企業が一体となってコスト削減に努めましたが、世界経済の低迷の影響を大きく受け、営業損失362百万円（前年同四半期は営業利益1,343百万円）、経常損失287百万円（前年同四半期は経常利益1,379百万円）、四半期純損失186百万円（前年同四半期は四半期純利益856百万円）となりました。

部門別の業績は、次のとおりであります。

研磨材

太陽電池向けシリコン切断用「GC」（炭化けい素質研磨材）の販売は、市場の減速を受け減少いたしました。シリコンウェハー用ラッピング材「FO」（アルミナ質研磨材）の販売も一部回復しつつあるものの、前年同四半期比で大きく減少し、研磨材全体で売上高1,521百万円（前年同四半期比50.6%減）となりました。

鏡面仕上材

シリコンウェハー用ポリシング材「GLANZOX」（シリカ系鏡面仕上材）、CMPスラリー「PLANE RLITE」（シリカ系鏡面仕上材）及びハードディスク基板向けスラリー「DISK LITE」の販売は、一部回復基調にはあるものの、前年同四半期比で大きく減少し、鏡面仕上材の売上高は3,687百万円（前年同四半期比45.4%減）となりました。

その他の製品及び商品

鉄鋼や半導体業界の低迷を受け、溶射材の売上高は減少しました。その他製品及び商品の売上高は全体として389百万円（前年同四半期比58.4%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

国内につきましては、当社主力製品であるシリコンウェハー向けラッピング材、ポリシング材並びにCMP向け製品の販売が減少いたしました。この結果、売上高は4,964百万円（前年同四半期比44.5%減）、営業損失は170百万円（前年同四半期は営業利益1,236百万円）となりました。

北米

北米につきましては、シリコンウェハー向けラッピング材、ポリシング材並びにCMPスラリーの販売が減少し、売上高は726百万円（前年同四半期比59.8%減）、営業損失は118百万円（前年同四半期は営業利益100百万円）となりました。

アジア

アジアにつきましては、主力であるハードディスク向け製品の販売が減少し、売上高は402百万円（前年同四半期比58.2%減）、営業利益は17百万円（前年同四半期比86.1%減）となりました。

欧州

欧州につきましては、ハードディスク向け製品及びCMP向け製品の販売が減少し、売上高は276百万円（前年同四半期比62.1%減）、営業利益は25百万円（前年同四半期比50.2%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前年同四半期末に比べ、2,949百万円増加し、11,450百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は659百万円となり、前年同四半期に比べて103百万円の減少となりました。これは主に、たな卸資産の減少及び法人税等の支払額が減少したことによる資金の増加があったものの、税金等調整前四半期純損失となったこと及び仕入債務の減少等により資金の減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は98百万円となり、前年同四半期に比べて1,057百万円の減少となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は66百万円となり、前年同四半期に比べて536百万円の減少となりました。これは主に、短期借入金が増加したことや配当金の支払額が減少したこと等によるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は、当社の株式は証券取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、対象会社の経営陣との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株券等の大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような株券等の大規模買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該大規模買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うために必要な十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

当社としましては、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方として、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反することになると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉について

当社の、創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、コンピュータ用ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野であるシリコンウェハー用超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しつつ、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

また、当社製品は太陽電池向けシリコンの切断や、水晶デバイス向けウェハー研磨用にも使われております。最近では、耐衝撃性を飛躍的に高めたサーメット溶射材の商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダーテクノロジー」を事業領域の基本として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、ユーザーの満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社は特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められた当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」を引き続き掲げてまいります。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全且つ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

企業価値向上のための取組み（中期経営計画）

2009年6月に、当社はバランス・スコアカード（BSC）の考え方をもとに、2018年3月期を最終年度とする新たな中長期経営計画を策定いたしました。

中長期経営計画は3年を区切りとする3次の中期計画を基にしています。第一段階は自己診断と成長のための基礎体力づくり、成長のための種まきにあて、第二段階はまいた種をきちんと育てる時期、そして第三段階は事業が花開き、実を収穫する時期、と位置づけました。

今回の中長期経営計画の策定において、単に計画期間における売上や利益率の向上を目指すだけでなく、当社のあるべき姿、進むべき道をより明確にするため、企業理念・ビジョンの見直しを図りました。新しい企業理念は企業使命、経営姿勢、行動規範の3点からなり、企業ビジョンは事業アイデンティティ、企業文化ビジョン、事業構造ビジョンから構成されております。

また、全社レベルの目標を事業ごとに戦略目標、施策として具現化し、その成果については戦略テーマ評価指標（KPI）によって四半期ごとに進捗管理するなど、明確な責任体制のもと事業戦略を組織横断的に展開しております。

シリコン事業

半導体の基板であるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面研磨する研磨材事業です。顧客へのタイムリーな新製品の提供とトータルコストメリットの提言を目指し、ものづくりの意識を高めコア技術の確立と発展に注力し、高いマーケットシェア維持を目指してまいります。

CMP事業

半導体チップの高集積化を多層配線で実現するCMPは今後も拡大が期待されます。顧客ロードマップに合った迅速な新製品の提供や技術サービスを核に、より密接な顧客との関係構築や開発力の強化を目指してまいります。収益性の面では、安定品質の提供に努め、開発経費効率化や製造原価率の低減を図ってまいります。

ディスク事業

パソコンやHDD搭載型DVDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用の研磨材事業です。各業界のニーズをいち早くキャッチし、開発期間の短縮化により顧客の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。また、生産技術力を高め、低コスト化に向けた製造プロセスの改善を図り、利益率の向上につなげてまいります。

溶射材事業

溶射業界向けにサーメット溶射材とセラミック溶射材を提供しております。開発力を強化し、新規高機能品の早期上市やタイムリーなソリューションの提案により、売上的大幅拡大を目指してまいります。また、収率アップや生産技術の向上でコストダウンを図ってまいります。

機能性材事業

光学レンズ研磨用新製品の開発に注力し、高能率で低面粗度を可能とする高性能なダイヤモンドペレットを上市して売上の拡大につなげてまいります。

また、精密砥石関係、研磨布紙関係、一般ラップ関係、その他各種の安定した需要に支えられた製品に対しては、品質の維持向上や納期の迅速化、用途開拓の情報収集や新たな提案等で顧客の信頼を高めるとともに、急速に高まるコスト上昇圧力に対応し、技術力の結集と資源の効率的運用でコストの抑制に取り組み、利益の向上を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為に対しては、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社は、大規模買付行為がなされ、又はなされようとする場合に、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主が判断することや、株主のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするため、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討、並びに大規模買付者との交渉のための期間を確保するための枠組みとして、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入することを決定し、平成20年6月24日開催の定時株主総会において「当社株券の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することについてご承認をいただきました。

本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあたって、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社の独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

また、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

上記のように、当該取組みは会社役員の地位を維持する目的ではなく、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値、株主共同の利益の向上を真摯に目指す目的で導入しているものであります。

なお、本対応方針の導入の詳細につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujimiinc.co.jp>）をご参照ください。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は、456百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは一部主要原材料を輸入や外部メーカーに依存しており、特に新興諸国の需要増加などにより影響を受ける可能性があります。

また当社製品の売上は半導体業界への売上依存度が高く、パソコン・携帯電話をはじめとする世界の情報通信市場やデジタル家電製品の需要動向や価格競争などが当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、必要に応じて中長期経営計画の見直しを行うことも視野に入れ、経営資源の有効活用を図ってまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期より103百万円少ない1659百万円の資金を得ました。これは主に、たな卸資産の減少及び法人税等の支払額が減少したことにより資金は増加したものの、税金等調整前四半期純損失となったこと及び仕入債務の減少等により資金の減少があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期より1,057百万円少ない98百万円の資金を使用しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少したこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、前年同四半期より536百万円少ない166百万円の資金を使用しました。これは主に、短期借入金が増加したことや配当金の支払額が減少したこと等によるものです。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期末に比べ2,949百万円増加し、11,450百万円となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営陣の問題認識と今後の方針について重要な変更はございません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

前連結会計年度末に計画中であった、当社本社の「次期基幹システム切替」設備につきましては、平成21年5月に完了いたしました。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,699,500	30,699,500	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	30,699,500	30,699,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

1.旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	738個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	147,600株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数200株)(注)1.,4.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,462円(注)2.,4.
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,462円 資本組入額 株式1株当たり731円(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の計算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使の場合を含まない。）は次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権は、行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役を退任した場合、若しくは当社又は当社子会社を定年により退職した場合には「新株予約権割当契約」に定める条件により、当該退任又は退職の日から2年間に限り行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

その他行使の条件については、当社第52期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 平成17年1月17日開催の取締役会決議により、平成17年5月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に以下の決定方針（以下「本決定方針」という。）に基づき承継させることができるものとする。ただし、当社の発行する新株予約権の承継に関し本決定方針に沿う記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は当社の株式移転に係る議案につき株主総会の承認を受ける場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」として定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

2. 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月22日定時株主総会決議

(1) 新株予約権方式により、当社取締役に対して付与することを、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	225個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22,500株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,864円 資本組入額 株式1株当たり932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(2) 新株予約権方式により、当社の課長以上の従業員並びに当社子会社の取締役、幹部社員に対して付与することを平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成19年11月15日取締役会において決議されたものであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	145,000株(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1,864円(注)2.
新株予約権の行使期間	自平成21年11月16日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1,864円 資本組入額 株式1株当たり932円(注)3.
新株予約権の行使の条件	取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社普通株式につき、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うことができる。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社はかかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	30,699,500	-	4,753	-	5,038

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行から平成21年5月22日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年5月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	88	0.29
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	1,234	4.02
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	254	0.83

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,517,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,155,000	291,550	-
単元未満株式	普通株式 27,500	-	-
発行済株式総数	30,699,500	-	-
総株主の議決権	-	291,550	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式900株(議決権の数9個)を含めておりません。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジミインコーポレーテッド	愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1	1,517,000	-	1,517,000	4.94
計	-	1,517,000	-	1,517,000	4.94

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	1,206	1,464	1,605
最低(円)	1,068	1,082	1,341

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当第1四半期連結累計（会計）期間より百万円単位をもって記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前第1四半期連結累計期間についても百万円単位に組替え表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,646	10,095
受取手形及び売掛金	5,957	5,912
有価証券	904	103
商品及び製品	3,041	3,362
仕掛品	1,057	1,306
原材料及び貯蔵品	2,056	2,575
未収還付法人税等	860	841
その他	296	1,260
貸倒引当金	232	197
流動資産合計	24,588	25,260
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,290	8,297
その他(純額)	9,024	9,387
有形固定資産合計	17,315	17,685
無形固定資産	352	363
投資その他の資産		
投資有価証券	221	184
その他	2,624	2,483
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	2,836	2,659
固定資産合計	20,504	20,708
資産合計	45,093	45,969

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,746	2,414
短期借入金	402	145
未払法人税等	37	76
賞与引当金	196	368
その他	984	1,159
流動負債合計	3,367	4,164
固定負債		
長期借入金	245	250
退職給付引当金	90	85
その他	15	17
固定負債合計	351	352
負債合計	3,719	4,517
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,753	4,753
資本剰余金	5,069	5,070
利益剰余金	34,201	34,679
自己株式	2,089	2,104
株主資本合計	41,935	42,398
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61	30
為替換算調整勘定	854	1,193
評価・換算差額等合計	793	1,162
新株予約権	52	44
少数株主持分	180	172
純資産合計	41,374	41,451
負債純資産合計	45,093	45,969

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
売上高	10,770	5,598
売上原価	7,410	4,506
売上総利益	3,359	1,092
販売費及び一般管理費	2,016	1,454
営業利益又は営業損失 ()	1,343	362
営業外収益		
受取利息	21	11
受取配当金	2	1
為替差益	10	16
助成金収入	-	41
その他	15	10
営業外収益合計	51	81
営業外費用		
支払利息	13	5
その他	2	1
営業外費用合計	15	6
経常利益又は経常損失 ()	1,379	287
特別利益		
前期損益修正益	-	18
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	18
特別損失		
前期損益修正損	-	2
固定資産除却損	4	0
特別損失合計	4	3
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,375	271
法人税、住民税及び事業税	351	26
法人税等還付税額	-	49
法人税等調整額	156	65
法人税等合計	507	88
少数株主利益	11	2
四半期純利益又は四半期純損失 ()	856	186

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,375	271
減価償却費	753	611
長期前払費用償却額	3	3
前期損益修正損益(は益)	-	16
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	33
退職給付引当金の増減額(は減少)	6	5
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10	-
賞与引当金の増減額(は減少)	241	172
株式報酬費用	8	8
受取利息及び受取配当金	24	12
支払利息	13	5
為替差損益(は益)	13	4
固定資産売却損益(は益)	0	-
固定資産除却損	4	-
売上債権の増減額(は増加)	319	18
仕入債務の増減額(は減少)	481	721
たな卸資産の増減額(は増加)	584	1,243
未払金の増減額(は減少)	123	151
その他	187	37
小計	1,522	616
利息及び配当金の受取額	29	27
補助金の受取額	45	36
利息の支払額	13	5
事業撤退に伴う収入	-	20
法人税等の支払額	821	35
営業活動によるキャッシュ・フロー	763	659
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,144	82
有形固定資産の売却による収入	0	-
投資有価証券の取得による支出	0	-
貸付けによる支出	-	2
貸付金の回収による収入	0	1
無形固定資産の取得による支出	11	14
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,155	98

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	106	235
長期借入金の返済による支出	26	23
自己株式の取得による支出	0	-
ストックオプションの行使による収入	-	15
配当金の支払額	682	291
その他	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	602	66
現金及び現金同等物に係る換算差額	232	57
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,228	551
現金及び現金同等物の期首残高	9,729	10,899
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,501	11,450

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結の範囲に含めていた株式会社インターオプテックは、平成21年6月26日付で特別清算が終了したため、特別清算終了時までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書についてのみ連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 4社

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
1. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「固定資産売却損益」及び「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「固定資産売却損益」は0百万円、「固定資産除却損」は0百万円であります。	
2. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の売却による収入」及び「投資有価証券の取得による支出」は、金額的重要性が乏しいため「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「有形固定資産の売却による収入」は0百万円、「投資有価証券の取得による支出」は0百万円であります。	
3. 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式取得による支出」は、金額的重要性が乏しいため「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「自己株式取得による支出」は0百万円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、29,113百万円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、28,401百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃諸掛 297百万円	運賃諸掛 161百万円
給料及び賞与 502	給料及び賞与 447
賞与引当金繰入額 161	賞与引当金繰入額 86
退職給付費用 14	退職給付費用 17
減価償却費 266	減価償却費 191
	貸倒引当金繰入額 33

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 5,079百万円	現金及び預金勘定 10,646百万円
有価証券(注)1. 3,121	有価証券(注) 803
短期貸付金(注)2. 299	現金及び現金同等物 11,450
現金及び現金同等物 8,501	
(注)1. 有価証券のうち、合同運用金銭信託等は現金及び現金同等物に含めております。	(注) 有価証券のうち、コマーシャルペーパー等は現金及び現金同等物に含めております。
(注)2. 短期貸付金のうち、現先は現金及び現金同等物に含めております。	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,699千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,517千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

提出会社(親会社) 52百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	291	10	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列の研磨材及びその他の製品を製造・販売しておりますが、その他の製品は重要性がないため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	7,721	1,467	851	729	10,770	-	10,770
(2) セグメント間の内部売上高	1,227	341	109	-	1,677	(1,677)	-
計	8,949	1,808	961	729	12,447	(1,677)	10,770
営業利益	1,236	100	128	51	1,515	(171)	1,343

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....アメリカ アジア.....マレーシア 欧州.....イギリス、ドイツ

3. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益が158,396千円減少しております。

4. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当社の溶射材事業部及び国内連結子会社の株式会社インターオプテックの機械装置については、従来、耐用年数をそれぞれ15年及び7年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間よりそれぞれ9年及び5年に変更いたしました。この変更は、平成20年度税制改正を契機として資産の利用状況を見直したことによるものであります。これにより、従来の方法によった場合に比べて、「日本」の営業利益が10,330千円減少しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	4,427	492	402	276	5,598	-	5,598
(2) セグメント間の内部売上高	536	234	-	-	770	(770)	-
計	4,964	726	402	276	6,369	(770)	5,598
営業利益又は営業損失()	170	118	17	25	245	(117)	362

(注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....アメリカ アジア.....マレーシア 欧州.....イギリス、ドイツ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	アジア	欧州	計
海外売上高(百万円)	1,369	3,275	863	5,509
連結売上高(百万円)	-	-	-	10,770
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	12.7	30.4	8.0	51.2

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	アジア	欧州	計
海外売上高(百万円)	509	2,143	336	2,989
連結売上高(百万円)	-	-	-	5,598
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.1	38.3	6.0	53.4

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) アジア.....台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、韓国、中国

(3) 欧州.....英国、イタリア、ドイツ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,409円81銭	1株当たり純資産額	1,413円55銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	41,374	41,451
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	232	216
(うち新株予約権)	(52)	(44)
(うち少数株主持分)	(180)	(172)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	41,141	41,235
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(株)	29,182,456	29,171,538

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28円87銭	1株当たり四半期純損失金額	6円38銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	28円85銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益(純損失)金額		
四半期純利益(純損失)(百万円)	856	186
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(純損失) (百万円)	856	186
期中平均株式数(株)	29,672,010	29,172,239
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	22,296	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重要 な変動があったものの概要	平成19年6月22日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 1,675個) 新株予約権の概要は、「第4[提出 会社の状況]、1[株式等の状況]、 (2)[新株予約権等の状況]」に記 載のとおりであります。	平成16年6月24日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 738個) 平成19年6月22日株主総会決議の 新株予約権 (新株予約権の数 1,675個) 新株予約権の概要は、「第4[提出 会社の状況]、1[株式等の状況]、 (2)[新株予約権等の状況]」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 8日

株式会社フジミンコーポレーテッド

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 伸文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジミンコーポレーテッドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジミンコーポレーテッド及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 5日

株式会社フジミンコーポレーテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 伸文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジミンコーポレーテッドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジミンコーポレーテッド及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。